

平成30年度 境港市青少年育成センター運営協議会

日 時 平成30年7月10日（火）

19：45～

会 場 市役所 第1会議室

日 程

会長の選出

平成29年度 境港市青少年育成センター活動報告

- 1 運営組織図
- 2 運営協議会の開催（条例）
- 3 平成29年度の月別活動状況

平成30年度 境港市青少年育成センター活動計画

- 1 活動方針
- 2 活動内容
- 3 平成30年度の委員

境港市青少年育成センター条例及び条例施行規則

境港市青少年育成センター

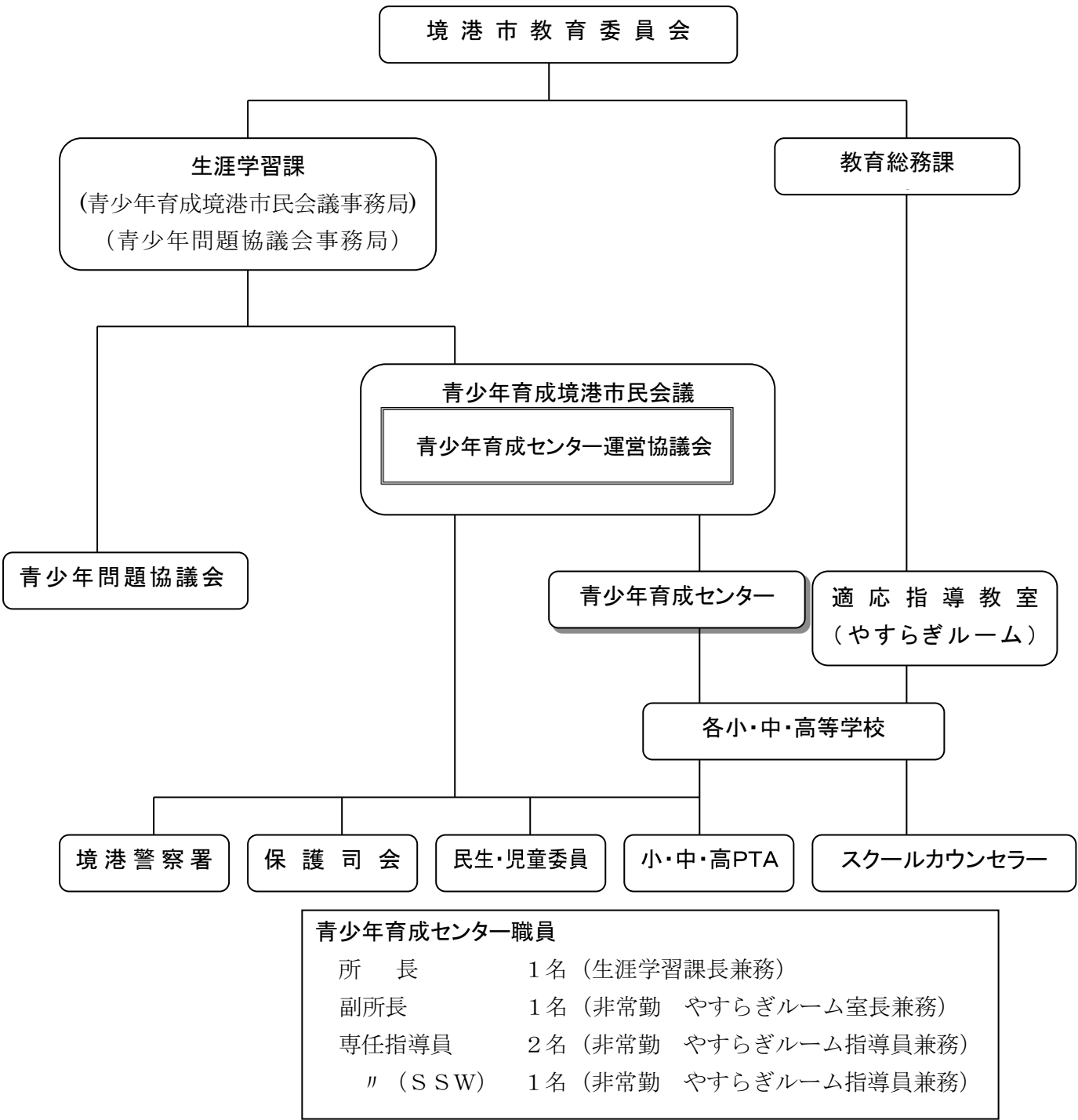
〒684-0053 境港市小篠津町450番地

（中浜小学校西側 しらぎく会館内）

☎ 47-5010

平成29年度 境港市青少年育成センター活動報告

1 運営組織図



2 境港市青少年育成センター運営協議会の開催

(境港市青少年育成センター条例)

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員18名以内をもって組織する。

3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 平成29年度 境港市青少年育成センター月別活動状況

月	巡回・環境浄化	広報・啓発・相談	学校・関係機関等との連携
4	○いじめ・悩み相談ホットライン携帯電話設置（年間）	○境港市青少年育成センター運営計画の作成・検討 ○学校訪問	○小・中学校入学式（11日） ○高校生マナーアップさわやか運動に参加 （11、12日 余子・上道駅）
5	○学校訪問 ○GW 街頭補導に参加 （4日 水木ロード）		○市民運動会（14日） ○中学校生徒指導連絡会 （25日 市役所第3会議室）
6	○市内巡回・学校訪問		○市内一斉公開日（5日） ○ケース会議（13日 二中） ○中学校生徒指導連絡会 （15日 市保相セ） ○補導センター情報交換会 （26日 倉吉未来中心）
7	○市内巡回・学校訪問 ○夏季街頭補導に参加 （23日 みなと祭花火大会）	○青少年育成センターだより第22号発行（19日） （内容） ・高校生マナーアップ運動 ・非行防止教室 ・少年補導センター情報交換会 ・青少年育成センター運営協議会の開催（活動方針及び活動内容等） ・夏季街頭補導 等	○不登校担当者会 （3日 やすらぎルーム） ○青少年育成センター運営協議会 （11日 中央公民館） ○小中高生徒指導連絡会協議会 （11日 渡小） ○中学校生徒指導連絡会 （13日 市保相セ） ○青少年育成市民会議総会 （24日 市保相セ） ○小学校生徒指導部会 （31日 余子小）
8	○夏季街頭補導に参加 （4日 プラント5周辺） （18日 プラント5周辺）		○教育支援センター連絡協議会 （22日 大山青年の家） ○二中 ケース会議 （25日 米子療育センター）
9	○市内巡回・学校訪問	○「家庭の日」絵画作品審査会（22日 中央公民館）	○運動会（2日 誠道小） ○運動会（9日 中学校） ○運動会（16日 中浜、余子小） ○高校生マナーアップさわやか運動（5日、6日 余子・上道駅） ○中学校生徒指導連絡会 （21日 市保相セ） ○ケース会議（19日 市保相セ）
10	○学校訪問 ○市内巡回	○青少年育成県民大会 （22日 境港市文化ホール）	○中学校生徒指導連絡会 （26日 市保相セ）

1 1	○学校訪問 ○市内巡回	○子ども・若者育成支援強調 月間（内閣府） 家族の日（11月第3日曜日）	○市内学校公開日 （4日 中学校文化祭 12日 余子小学習発表会） ○児童虐待防止講演会 （8日 市保相セ） ○青少年意見発表会 （9日 市保相セ） ○市中学校文化祭 （15日 境港市文化ホール） ○中学校生徒指導連絡会 （16日 市保相セ） ○犯罪被害者支援連絡会 （27日 境港警察署）
1 2	○学校訪問 ○年末パトロール出動式 （15日 市民会館大会議室） ○市内巡回 冬季街頭補導 （15日 出動式） （26日 プラント周辺）	○青少年育成センターだより 第23号発行（20日） （内容） ・青少年育成鳥取県民大会 ・青少年意見発表会 ・児童虐待防止研修会 他	○小中高生徒指導連絡協議会 （5日 渡小） ○中学校生徒指導連絡会 （21日 市保相セ） ○不登校担当者会 （25日 やすらぎルーム）
1	○学校訪問		○中学校生徒指導連絡会 （18日 市保相セ）
2	○学校訪問 ○市内巡回		○ケース会議（8日 二中） ○中学校生徒指導連絡会 （15日 喜多原学園） ○生徒指導理解研修会 （16日 市保相セ） ○青少年育成講演会 （16日 市保相セ） ○ケース会議（22日 外江小） ○学校公開日（26日 二中） ○ケース会議（28日 境小）
3	○学校訪問 ○市内巡回	○青少年育成センターだより 第24号発行（20日） （内容） ・青少年育成講演会 ・西部ハートフルスペース ・青少年育成センターの移 転 他	○不登校担当者会 （1日 やすらぎルーム） ○中学校生徒指導連絡会 （15日 市保相セ） ○ケース会議（26日 二中） ○ケース会議（28日 外江小）

平成30年度 境港市青少年育成センター活動計画(案)

1 活動方針

- ① 青少年を取り巻く社会情勢や関係諸機関・団体の活動状況を踏まえ、青少年の 非行防止及び健全育成に関する活動の拠点としての役割を果たす。
- ② 非行に走る前の問題行動の早期の段階で把握し、適切な支援を行う。
- ③ 家庭・学校・地域社会及び関係機関や団体等が、それぞれの役割を明確にし、密接な連携が図れるよう寄与する。

2 活動内容

主な活動	活 動 内 容
街頭指導	・関係諸機関・団体等と連携し、大規模小売店舗等を中心に定期的な巡回を行い、問題行動の抑止と早期発見に努める。 ・学校との連携を密にし、実態把握や情報収集に努めるとともに、問題傾向のある少年の動向を適確に把握し、迅速に対応する。 ・問題行動の発生を把握した場合、関係機関へ連絡し、連携を図る。 ・下校時の見守り活動を行う。
青少年相談	・青少年に関する相談を受け、他の関係諸機関等と連携し、適切に対処する。 月～金 8：30～17：00 ・来所又は電話による。
環境浄化	・未成年者に有害図書やビデオは見せない、酒やタバコを販売しない等、取り巻く環境の浄化に対する意識の啓発を図る。 ・学校やPTA、育成市民会議、警察等関係機関との連携を図り、有害図書等の自動販売機設置場所やゲームセンター、カラオケボックス等の巡視と指導を行う。
広報啓発	・ケータイ・インターネットの正しい利用、薬物・危険ドラッグの乱用防止等の啓発を図る。 ・「育成センターだより」や啓発チラシを発行し、市民の健全育成に対する意識を高める。 ・不審者情報等、入手した情報を、学校や地域及び関係機関に周知する。

- 随時市内巡回、学校訪問
市内一斉公開日に参観
- 中学校生徒指導連絡会に出席（毎月）
- 夏季・みなと祭・冬季街頭パトロールに参加
- 学校の事例研究会・ケース会議等に参加
- 小中学校の教育相談担当者会に参加（年3回）
- 高校生マナーアップさわやか運動に参加
① 4月10日、11日
② 9月11日、12日（余子・上道駅）
- 学校の非行防止教室、喫煙防止講演会等に参加
- 青少年育成センターだより「はまっこ」年3回発行
- 青少年育成境港市民会議
理事会・総会
- 青少年育成県民大会（10月）
- 青少年育成推進指導研修会
- 「少年の主張」鳥取県大会（9月）
- ・青少年意見発表会
- ・青少年育成講演会
- ・「家庭の日」絵画、広報

3 境港市青少年育成センター運営協議会委員

- 1 青少年育成センター運営協議会の委員は、青少年育成境港市民会議の理事の中から選出する。
- 2 委員の任期は、青少年育成境港市民会議の理事と同様の2年。
- 3 学校およびPTAの委員は、該当校の担当者とする。（1年交替）

境港市青少年育成センター運営協議会委員名簿（順不同）

（任期 平成30年6月1日～平成32年5月31日）

計 16人

番号	団 体 名	委 員	備 考
1	青少年育成境港市民会議会長	門脇 哲也	
2	青少年育成境港市民会議副会長	松本 敏浩	境港市教育委員会教育長
3	青少年育成境港市民会議副会長	長谷川 伸	
4	青少年育成境港市民会議副会長	阿部 宏之	余子地区部会長
5	※小学校PTA会長	梅谷 俊一	上道小学校PTA会長
6	※中学校PTA生徒指導部長	都田 建輔	第一中学校PTA生徒指導部長
7	※高等学校PTA会長	岩本 和貴	境高等学校PTA会長
8	※小教研生徒指導部	佐々木伸吾	余子小学校生徒指導主任
9	※中教研生徒指導部	望月 裕之	第三中学校生徒指導主事
10	※高等学校生徒指導主任	山下 幸夫	境高等学校生徒指導主任
11	境港青年会議所理事長	池淵 朗弘	
12	境港警察署	小笠原 諒	生活安全刑事課少年担当係長
13	少年健全育成指導員等連絡会会長	八木橋柳一	
14	公民館長会	植田 建造	境公民館長
15	スポーツ少年団長	干山 浩一	誠道スポーツ少年団長
16	青少年健全育成協力員	戸田 隆久	

<備考>

- ・小学校PTA会長（単P会長） <1年交代>

誠道 ⇒ 中浜 ⇒ 余子 ⇒ 上道 ⇒ 境 ⇒ 外江 ⇒ 渡

- ・小教研生徒指導部

担当校

- ・中学校PTA生徒指導部長 <1年交代>

一中 ⇒ 二中 ⇒ 三中

- ・中教研生徒指導部

担当校

- ・高等学校PTA会長、高等学校生徒指導主任 <1年交代>

境港総合 ⇄ 境

- ・地区部会長

小教研生徒指導部担当校の地区部会長

○境港市青少年育成センター条例

平成10年3月30日条例第7号

境港市青少年育成センター条例

(設置)

第1条 本市に、境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、青少年問題に関する機関及び団体等との連絡を図り、青少年の非行の防止と健全育成の指導を総合的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 青少年相談
- (2) 自立支援
- (3) 街頭指導
- (4) 環境浄化
- (5) 広報
- (6) 関係機関及び団体との連絡調整
- (7) その他青少年の健全育成のために必要な業務

(職員)

第4条 前条の業務を行うため、所長及び専任指導員その他の職員を置く。

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

○境港市青少年育成センター条例施行規則

平成10年3月31日教育委員会規則第1号

改正 平成12年3月30日教委規則第6号

平成26年3月26日教委規則第2号

境港市青少年育成センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、境港市青少年育成センター条例(平成10年境港市条例第7号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)に次の職員を置く。

- (1) 所 長 1人
- (2) 副所長 1人
- (3) 専任指導員 3人以内
- (4) 青少年指導委員 若干人

2 所長は、センターの業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 副所長は、所長の命を受けてセンターの業務に従事するとともに、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

第3条 青少年指導委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) 教育委員会職員
- (3) 児童福祉司
- (4) 警察職員
- (5) 民生委員、児童委員
- (6) 保護司
- (7) 民間有識者
- (8) 青少年育成境港市民会議会員
- (9) その他関係機関の職員

2 青少年指導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の青少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第4条 境港市青少年育成センター運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。